

● 動物の輸入届出制度について

海外から対象の動物を持ち帰る方は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定に基づき、届出をする必要があります。輸出国政府が発行した衛生証明書の提出を含む、届出要件を満たさない場合、持ち込み者の責任で、その動物を、持ち出し国に**返送**するか、**殺処分**する必要があります。

● 届出の対象となる主なペット



哺乳類*1

- フェレット
- ハリネズミ
- ハムスター
- モルモット 他



鳥類

- オウム
- インコ
- 鳩
- 文鳥 他

※1 犬、猫、家畜等は届出対象外です。ただし、検疫が必要です。

* 魚類、両生類、は虫類、昆虫は対象外です。

* 他法令(CITES、外来生物法等)による規制が生じる可能性があります。



ハムスター、リスなどの げっしうい “齧歯類”の日本への 持ち込みは困難です!

ハムスター、モルモット、リス、チンチラなどの齧歯類は、人に重篤な危害を及ぼす感染症を数多く保有していることが知られており、輸入するための条件は厳しくなっています。自宅やペットショップで飼育されていたものでも基本的に持ち帰ることはできません。また、齧歯類は死体を輸入する場合も届出が必要です。海外では齧歯類を食用とすることもあり、例えば「クイ」と呼ばれる南米料理に用いるモルモットの死体も届出の対象となります。

● 主な問い合わせ先

成田空港検疫所(輸入動物管理室)

Tel.0476-32-6708 Fax.0476-32-6725

東京検疫所東京空港検疫所支所(検疫衛生課)

Tel.03-6847-9312 Fax.03-6847-9315

中部空港検疫所支所(検疫衛生課)

Tel.0569-38-8193 Fax.0569-38-8194

関西空港検疫所(輸入動物管理室)

Tel.072-455-1298 Fax.072-455-1299

福岡検疫所福岡空港検疫所支所(検疫衛生課)

Tel.092-477-0207 Fax.092-477-0209

● 動物の輸入届出制度に関する情報は

下記のホームページをご覧ください。

動物の輸入届出制度

検索



世界ではたくさんの動物由来感染症が起きています。海外からむやみに野生動物を持ち込むのは止めましょう。

海外から動物を 持ち帰る方へ

届出をしないと持ち込めません。

- フェレット
- ハリネズミ
- ハムスター
- モルモット 他

届出の必要な 主なペット

- オウム
- インコ
- 鳩
- 文鳥 他



